

## 道路・河川・海岸等の使用について

道路法や河川法などの法律により、それぞれの区域内では一定の行為が禁止あるいは制限されています。そのため、北海道が管理する道路・河川・海岸区域内や知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域内などで、次のような行為をしようとする場合には、原則として知事の許可が必要です。無許可で行くと罰せられる場合がありますので、注意してください。

許可を受けるためには、定められた申請書などを提出しなければなりません。

なお、記載しているのはあくまでも一例であり、行為の内容によっては、許可されない場合や申請が不要な場合がありますので、詳しくは建設管理部（本部、事業課または各出張所）に相談してください。また、申請手続きは最寄りの事業課または各出張所で受け付けています。

### 道 路（道道）

（道路法など）

- ①水管などを埋設する。
- ②看板、旗竿などを設置する。
- ③工事中板囲い、足場などを設置する。
- ④取付道路を付けたり歩道の縁石を切り下げる。

### 河川（2級河川・1級河川の指定区間）

（河川法など）

- ①河川から水を取ったり、排水を流す。
- ②土地を掘削したり、盛土などをする。
- ③樹木等を植えたり、伐採する。
- ④採草放牧地として使用する。
- ⑤工作物を設置したり、除去する。

### 海 岸

（海岸法など）

- ①簡易な工作物を設置する。
- ②海岸の土地の形状を変更する。
- ③船揚場、干場などの施設を設置したり、改築する。

### 急傾斜地崩壊危険区域・砂防指定地・地すべり防止区域

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律など）

- ①水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為。（砂防指定地を除く）
- ②ため池、用水路などの施設を設置又は改造する。（砂防指定地を除く）
- ③法(のり)を切ったり、切土、掘削又は盛土をする。
- ④樹木を伐採する。（地すべり防止区域を除く）
- ⑤土石を集積する。
- ⑥工作物を設置又は改造する。
- ⑦家を建てたり、増・改築する。

※「急傾斜地崩壊危険区域」とは、がけ崩れ災害が発生するおそれのある区域を知事が指定するものであり、北海道が崩壊防止施設を設置する為に取得した土地以外は、北海道が区域内の土地を所有するものではありません。そのため、それらの土地の管理責任はそれぞれの所有者にあります。しかし、所有者であっても区域内では一定の行為が禁止・制限されるという特別な区域です。「砂防指定地」や「地すべり防止区域」も指定する理由・目的などは異なりますが同様です。

なお、各種申請書は電子自治体共同システムからダウンロードができます。

許可書などの様式が出力できますので、御利用ください。

[北海道電子自治体共同システム](#) ←画面右側「電子申請(様式ダウンロード)」にお進みください。